

マージン率等に係る情報提供

有限会社 福島設計
許可番号 派 42-300279

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象期間：令和8年度 (令和7年9月1日～令和8年8月31日))

8 キャリアコンサルティングの相談窓口 本社 代表取締役 川原 勝吉

記

- 1 令和8年9月15日付け派遣労働者数 9人
- 2 令和8年度 派遣先事業所数(実数) 4件
- 3 令和8年度 派遣労働者に関する料金の平均額 28,449円
(1日8時間、全業務平均)
- 4 令和8年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 21,170円
(1日8時間、全業務平均)
- 5 派遣労働者に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合(マージン率) 25.59%
但し、マージン率には福利厚生費、社会保険料、教育訓練等に要する経費、事務費等が含まれています。
- 6 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か (有・無)
協定対象労働者の範囲 : 全派遣労働者
協定の有効期間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日

7 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対 象 者	方 法	実施主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの 平均実施時
新規採用者訓練	新規採用派遣労働者	OJT	当社	無償	有給	4時間
業務知識習得訓練	1～3年目の派遣労働者	OJT	当社	無償	有給	4時間
技能向上教育	2～3年目の派遣労働者	OJT	当社	無償	有給	4時間
職長研修	4年日以降の派遣労働者	OFF-JT	当社	無償	有給	8時間

8 キャリアコンサルティングの相談窓口 本社 代表取締役 川原 勝吉

以 上